

美しい高屋清流のまちなみになりました

Kitagata Takayaseibuland readjustment association



1

## 第36回総代会

開催日時 令和5年12月17日（日）

午前9時30分より

開催場所 北方町役場 大会議室

出席者数 出席総代数 7名/総代総数 23名中

[書面議決による者 14名]

議 案 議案第1号

換地計画について

新年が始まり、1月の寒さとともに新たな希望が芽生えています。

平素は北方町高屋西部土地区画整理事業の推進につきまして格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年2月には、換地処分の公告を行い、組合事業も終盤を迎えます。

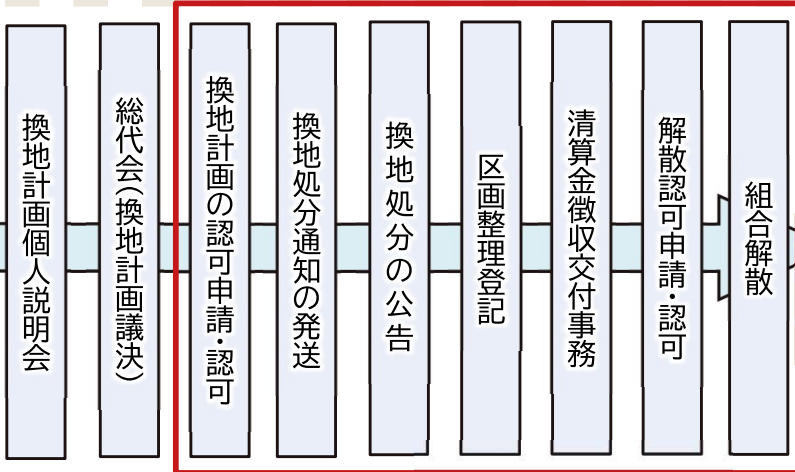
今後、土地区画整理事業の完了に向け各種手続きを進めてまいりますのでご協力下さいます様お願い申し上げます。



上記1議案について、原案とおり可決されました。



## 2 今後のスケジュールについて



### 済 換地計画個人説明会

令和5年8月17日(木)～8月27日(日)に換地計画個人説明会実施させていただきました。  
お忙しいところ、説明会にご出席いただき有難うございました。

### 1/末 換地処分通知の発送

令和6年換地処分通知の発送を予定しております。重要な書類となりますので大切に保管をお願いします。

### 2/22 (予定) 換地処分の公告

令和6年2月22日(予定)に【換地処分】正式に区画整理後の土地へ切替の手続きが生じることとなります。

### 2/末～8/末 土地・建物登記

令和6年2月末から令和6年8月末にかけて、組合が法務局に嘱託し、地番、地目、地積等を書き換えます。  
この期間は一般の登記事務は停止されます。

### 5/末～6/末 清算金徴収交付事務

令和6年5月末から令和6年6月末にかけて、清算金の徴収・交付を行う予定です。  
清算金金額決定通知書を発送いたしますので、ご確認下さいます様宜しくお願いします。

### 保留地をご購入された皆様へ

- ・換地処分の手続きにより、ご購入いただきました保留地の町名・地番が新しくなり、それに伴う変更の手続きが必要となります。
- ・保留地売買契約書の第5条に定められている土地の名義を登記していただくための「所有権移転登記」が必要となります。

### 保留地購入者を対象とした説明会を開催します。

日時: 令和6年1月20日(土)  
場所: 北方町役場 2階会議室  
内容: 1) 新町名・地番について

- 2) 今後のスケジュールについて
- 3) 住所等の変更手続きについて
- 4) 所有権移転登記について

大変重要な内容になりますので、案内文をご確認の上、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

### 換地処分の公告 令和6年2月22日(予定)

換地処分の公告の翌日から新町名・地番へと変更になります。ご自身で住所変更等手続きが必要となります。詳細については、換地計画個人説明会で配布した資料をご確認下さい。

※上記日付については、事業の進捗状況に応じて前後する可能性があります。

## 北方町高屋西部土地区画整理組合

〒501-0492

本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 北方町役場 都市環境課内

TEL 058-322-5500

FAX 058-323-2113



ホームページ



インスタグラム